

一般社団法人 茅ヶ崎寒川薬剤師会 入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会（以下「この法人」という。）定款第7条の規定に基づき、この法人の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、次に掲げるところとする。

正会員及び賛助会員 10,000 円

(会費)

第3条 会費は、次に掲げるところとする。

会 員 種 別	会 費 (年 額)	賦 課 金 (年 額)
正会員 (保険薬局に該当)	12,000 円	36,000 円
正会員 (保険薬局に非該当)	12,000 円	—
賛助会員 (保険薬局に該当)	6,000 円	36,000 円
賛助会員 (保険薬局に非該当)	6,000 円	—

※会費は店舗数にかかわらず会員1名に課すものとする。

※賦課金は、会員が茅ヶ崎市及び寒川町内にある保険薬局1店舗ごとにそれぞれ課すものとする。

<急患勤務委員会費>

急患勤務者は急患勤務委員会に所属するものとする。

急患勤務委員会費は急患勤務委員に課す。

急患勤務委員会費は急患勤務による報酬の7%とする。

2 事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の会費は、月割として入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。

(変更)

第4条 この規定は、定款7条の規定により、社員総会の決議によって変更することができる。

附則

令和5年5月25日改定、この規程は、令和5年6月1日より施行する。